



NIPPON KAIJI KENTEI KYOKAI

中古動産財産鑑定についてのご案内

<p>概要・用途</p>	<p>中古動産の価格は売買当事者間双方の協議にて決定されますが、海外顧客または現地法人への売却に際しては帳簿上の簿価を基本として決定されることが少なくありません。</p> <p>一方で、簿価ベースで設定された Invoice 価格は、輸入地の税関によっては安価と捉えられ、アンダーインボイス（支払い関税額の不当圧縮）の疑義が生じ、解決するまでに手間と時間を要し、輸入通関が遅れるなどのケースがあると聞き及んでおります。</p> <p>又、Invoice 価格が高すぎると捉えられた場合でも、オーバーインボイス（保有外貨の不当な流失）の疑義が生じ、輸入通関時に同様のトラブルが発生するケースがあると聞き及んでおります。</p> <p>更に、国内の取引、特に官公庁所有動産に係る入札などは、予定価格決定に苦慮されるケースがあるとも聞き及んでおります。</p> <p>弊会は以下 2 手法に基づいた評価鑑定によって鑑定書を発行し、これら問題解決のための一資料としてご活用頂いております。</p> <p>Method 1 : Cost approach method (コスト法) Method 2 : Market approach method (市場法)</p>		
<p>鑑定内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の状態（外観並びに稼働状態） ・ 残存耐用年数 ・ 機械の明細（型式、製造番号、製造年、製造者） ・ 修理・整備履歴（年月、実施内容、金額、実施者） ・ 上記 2 手法に基づいた現時点でのその場渡し価格の算定 		
<p>検査時までにご準備頂く事項・資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申し込み（別添検査申込様式参照） ・ APPLICATION DATA（お申し込み時に添付願います。） ・ 検査当日に稼働できる状態であること ・ 検査当日に外観が全て確認できる状態であること ・ （新品）購入金額根拠（見積書・請求書・納品書等） ・ （新品）再調達価格根拠（見積書） ・ その他検査員から依頼があった場合はご協力願います。 		
<p>検査ご依頼から証明書発行のフロー</p>	<p>お客様</p>		<p>NKKK</p>
	<p>お申し込み</p>	<p>⇒</p>	<p>お申し込み受付</p>
	<p>鑑定日時の確認</p>	<p>↔</p>	<p>鑑定日時の確認</p>
	<p>資料準備等</p>		
	<p>資料の提供</p>	<p>↔</p>	<p>検査員が指定場所へ訪問 鑑定実施</p>
	<p>鑑定書受領</p>	<p>←</p>	<p>鑑定書作成・発行</p>

良くあるご質問	鑑定申し込みから鑑定実施までの期間	可能な限り鑑定ご希望日に対応できるよう手配しますが、不可能な場合は打合せします。お申し込みは、ご希望日より少なくとも1週間以上前に頂ければご希望日に訪問できる可能性が高くなります。
	鑑定後から鑑定書発行までの期間	10台までであれば約2週間程度とお考え下さい。
	鑑定書言語	英文または和文のどちらかをご選択下さい。
	鑑定と同時に中古機械の船積前検査を受けたい	可能です。訪問した検査員が同時に検査と鑑定を行います。
	修理・整備履歴が膨大となるが、全て提示する必要があるのか	鑑定精度を考慮すると、20万円を超える修理・整備についてAPPLICATION DATAへ反映して頂くことをお勧めします。
	既に設備が解体され、稼働させることができない	過去の生産記録、整備・点検記録・試運転記録等、直近の記録にて確認しますが、試運転を行っていない旨を鑑定書へ明記します。
	海外で鑑定を受けられるか	可能です。日本からの派遣にて対応します。
	既に梱包してしまったが鑑定可能か	解梱して頂いた上で鑑定します。
	鑑定書の有効期限	鑑定書には鑑定価格がいつの時点のものであるかを明記します。
	検査実施した日から長期間経過した設備について	長期間経過した設備については、期間経過による損耗劣化の状態を再度確認させて頂いた上で証明書を発行致します。但し、追加工数が発生致しますのでご留意願います。

お問合せ先：

一般社団法人 日本海事検定協会

営業センター 検査第一営業チーム

TEL: 03-3454-7633 / FAX:03-3454-7634

mail: honbu-kns-3-gp@nkkk.or.jp